

旧波門崎燈籠堂の復元整備の進捗状況について

1. 復元に向けた現在の取り組み状況

現在、登録有形文化財である「旧波門崎燈籠堂（明石港旧灯台）」の復元整備につきましては、令和3年秋に開催予定の「全国豊かな海づくり大会兵庫大会プレ大会」までに旧灯台本体を完成できるように進めているところです。

このたび、灯籠部が木製であった頃の旧波門崎燈籠堂の写る「明石名所写真帖」が宮内庁の蔵書で発見されたことから、当時の姿をより鮮明に復元した整備案を作成することができ、11月27日に開催された明石市文化財保護審議会において復元整備案に同意を頂いたところです。今後、復元整備の工事発注の手続きを進めてまいります。

また、旧波門崎燈籠堂の活用につきましては、より多くの方に観光や散策等で現地に足を運び楽しんでいただけるように、観光案内板等の更新を関係機関と調整しております。

2. 市指定文化財への変更について

旧波門崎燈籠堂は、平成26年4月に登録有形文化財（建造物）として登録されておりますが、復元整備に関する文化庁との調整の中で、燈籠堂は明暦3年（1657年）に築造されたと推定されることから、より文化的価値の高い市指定文化財とすることが望ましいとのアドバイスを頂いたところです。

つきましては、将来の改修時などには国等の文化財活用の財政支援も優遇されることから、多くの方に永く親しんでいただけるように旧波門崎燈籠堂を復元し周辺整備を実施するこのタイミングで、燈籠堂（石積み部分）の市指定文化財への手続きを進めていきたいと考えております。

《指定文化財と登録文化財の違いについて》

文化財の指定制度は、特に重要なものを厳選し保護する制度であり、国等の財政支援も優遇されています。一方、登録制度は、都市計画の進展等により社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様な大量の文化財をできるだけ後世に継承していくため、一定の保護措置を講じるものです。したがって、登録制度は指定による保護制度を補完するもので、文化財の価値評価は指定文化財の方が高いとされています。

3. 復元整備の主な内容について

(1) 灯籠部の木製復元（令和3年夏頃完成予定）

「明石名所写真帖」で明らかになった宝珠の形状や全体的なシルエットを再現しています。また、復元した燈籠堂の周辺に照明設備を設置しライトアップします。

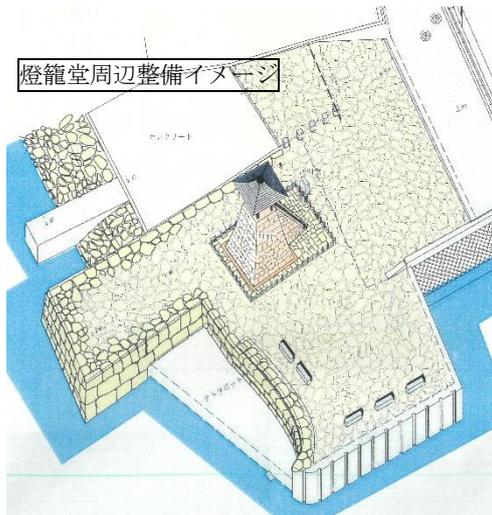


(2) 既存の灯籠部の展示について

既存のコンクリート製の灯籠部は、昭和7年(1932年)と昭和28年(1953年)の2回に分けて木製からコンクリートへと改修されておりますが、燈籠堂の変遷を知る歴史遺産としての価値を有すると文化庁等のアドバイスを頂いたことから、現在地の隣接に展示したいと考えております。

(3) 周辺整備 (令和3年度中完成予定)

- 転落防止柵・ベンチ等の設置、路面の修復などの外構整備案を現在精査中です。
- 観光案内板等の更新など、燈籠堂や周辺寺社を含めた観光等強化案を関係機関と調整中です。



4. 今後のスケジュール (案)

時期	内容
令和3年1月中旬	・旧波門崎燈籠堂の復元概要を記者提供し、復元整備イメージの一般周知を図る。 ・復元整備工事発注
令和3年8月下旬	木製灯籠及び照明設備の完成
令和3年 秋	全国豊かな海づくり大会兵庫大会プレ大会
令和4年3月下旬	周辺整備を含め全体の完成
令和4年 秋	全国豊かな海づくり大会兵庫大会 開催